

## 関西医科大学医工学センター規程

### (設置)

第1条 関西医科大学に医工学センター（以下「センター」という。）を置く。

### (目的)

第2条 センターは、理工学系と医学系が融合した研究を行い、医学、生物学、生理学等の研究から、生体デバイス、生体材料の開発等まで、その知見を医療及び福祉に応用することを目的とする。

### (教職員)

第3条 センターに専任教職員を3名置く。

### (センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターを管理し、その運営にあたる。
- 3 センター長は、学長が指名する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 センター長に欠員が生じたときの後任の任期は、前任の残任期間とする。

### (運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 医学部基礎社会系講座教員 1名
  - (3) 医学部臨床系講座教員 1名
  - (4) 研究部長
- 3 前項第1号及び第4号に掲げる委員の任期は、在任期間とする。
- 4 第2項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 運営委員会は、センターの円滑な運営をはかるために、次の事項を審議する。
  - (1) センターの予算の審議
  - (2) センター長が必要とする事項
  - (3) センターにおける研究の充実並びに促進に関する事項
  - (4) 研究の成果の活用に関する事項
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、センター運営に関する事項
- 6 運営委員会は、必要に応じてセンター長がこれを招集し、議長となる。
- 7 運営委員会の庶務は、研究部研究課において行う。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て学長が決定する。

### 附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。